

番 号	第	号
-----	---	---

収 入
印 紙

委 託 契 約 書

1 業 務 名 _____業務

2 履行の場所 豊岡市_____地内

3 履 行 期 間 自 _____年 _____月 _____日
_____日間
至 _____年 _____月 _____日

4 委 託 料 ¥ _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ¥ _____

5 契約保証金 第4条第1項第 _____号による保証

上記の業務について、委託者と受託者とは、以下の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

〔電子契約の場合〕
本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が合意の後、電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

年 _____月 _____日

委 託 者 住 所 兵庫県豊岡市中央町2番4号
氏 名 豊岡市
豊岡市長 門 間 雄 司 ⑩

受 託 者 住 所
氏 名 ⑩

〔電子契約の場合〕押印不要

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、質疑回答書をいい、該当しないものを除く。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 委託者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受託者又は受託者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受託者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 委託者及び受託者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 受託者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受託者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、委託者は、特段の理由がある場合を除き、受託者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

- 4 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を委託者に提出しなければならない。
- 5 委託者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

(契約の保証)

第4条 受託者は、豊岡市契約規則（平成17年豊岡市規則第59号）第28条第1項第6号に該当する場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は委託者が確実と認める金融機関等の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受託者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
 - 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
 - 4 受託者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第23条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
 - 5 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

(一括再委託等の禁止)

- 第5条 受託者は、業務の全部を一括して、又は委託者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、前項の主たる部分のほか、委託者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
 - 3 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
 - 4 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(委託業務の調査等)

第6条 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第7条 委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、委託者と受託者とが協議のうえ、必要な費用を負担しなければならない。

(期間の延長)

第8条 受託者は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、委託者に対して、遅滞なく、その事由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第9条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、委託者が負担するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

第10条 受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 委託者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に成果物について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格となり、成果物について補正を命ぜられたときは、受託者は、遅滞なく、当該補正を行い、委託者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

4 受託者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果物を委託者に引き渡すものとする。

(委託料の支払)

第11条 受託者は、前条の規定による検査に合格したときは、委託者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 委託者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

第12条 削除

(契約不適合責任)

第13条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に

履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の任意解除権)

第14条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第16条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者の催告による解除権)

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がないのに業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 測量法の規定により測量業者が設置している測量士が測量士の登録を抹消されたとき。
- (4) 正当な理由なく、第13条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 受託者が個人情報取扱特記事項又は下請契約等における暴力団排除に関する特約に違反し

たとき。

(8) 第 18 条又は第 19 条各号の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、既済部分を検査のうえ当該検査に合格した既済部分の引渡しを請求するものとする。この場合において当該引渡しを受けた既済部分に相応する業務委託料を受託者に支払わなければならない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 17 条 第 15 条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第 18 条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第 19 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 委託者が業務内容を変更したため、業務委託料の額が 3 分の 2 以上減少した場合。
- (2) 委託者の指示に基づく業務中止の期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 20 条 第 18 条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第 21 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

- 2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分（以下この条において「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条において「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(解除に伴う措置)

第 22 条 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 15 条、第 16 条又は次条第 3 項の規定によるときは委託者が定め、第 14 条、第 18 条又は第 19

条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

- 3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

(委託者の損害賠償請求等)

第 23 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第 15 条又は第 16 条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第 15 条又は第 16 条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 成果物の引渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 10.95 パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第 2 項の場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受託者の損害賠償請求等)

第 24 条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 18 条又は第 19 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能で

あるとき。

- 2 第 11 条第 2 項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第 25 条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第 10 条第 4 項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の迫完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 委託者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 委託者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(保険)

第 26 条 受託者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 27 条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(相殺)

第 28 条 委託者は、受託者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と受託者が委託者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受託者は、委託者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。
- 3 第 1 項の場合において、委託者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(違約金等の徴収)

第 29 条 受託者がこの契約に基づく損害金、違約金又は賠償金を委託者の指定する期間内に支払わないときには、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務

委託料支払の日まで、年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と委託者の支払うべき業務委託料とを相殺しなお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

（個人情報の保護）

第30条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記①「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（下請契約等における暴力団排除に関する特約）

第31条 下請契約等における暴力団排除に関する特約については、別記②に定めるところによる。

（契約外の事項）

第32条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

別記①

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約の履行に当たり知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(適正な取得)

第3条 受託者は、この契約の履行に当たって個人情報を取得するときは、この契約の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、この契約の履行に当たって、本人（個人情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ。）から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(目的外利用及び提供の制限)

第4条 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約の履行に当たり知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。ただし、個人情報保護法第27条第1項各号及び第2項各号の規定による場合はこの限りではない。

2 受託者は、個人情報を第三者に提供する場合において、当該個人情報の提供を受ける者に対し、当該個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(安全管理措置)

第5条 受託者は、この契約の履行に当たり知ることのできた個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 受託者は、この契約に基づく事務に従事している者又は従事していた者に対して、当該事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受託者は、この契約に基づく事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が

記録された資料等を委託者の承諾なしに複写又は複製してはならない。ただし、やむを得ない必要があるときは、委託者の承諾なしに複写又は複製することができる。この場合においては、遅滞なく委託者に報告するものとする。

(廃棄)

第7条 受託者は、この契約の履行に当たり知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

2 受託者は、前項の規定による廃棄又は消去を行った後、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及びその方法を記録し、書面により委託者に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第8条 受託者は、この契約に基づく事務を処理するために委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに委託者に返還し、引き渡し、破棄又は消去するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託の制限)

第9条 受託者は、委託者の承認があるときを除き、第三者に個人情報の取扱いを委託（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 受託者は、委託者の承認を得て再委託をする場合において、再委託者に対し、委託者及び受託者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

3 受託者は、再委託をする場合において、再委託をする事務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託者に対し適切な管理及び監督をするとともに、委託者から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

4 再委託をする場合において、再委託者の行為は、受託者自らの行為とみなし、受託者が再委託者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(調査)

第10条 委託者は、受託者がこの契約の履行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。この場合においては、委託者の経費で、事前に受託者の承諾を得て、受託者の営業時間内に、受託者の業務に支障のない範囲で行うものとし、それ以外の事項については委託者と受託者が協議して定めるものとする。

2 委託者は、前項の目的を達成するため、受託者（再委託者を含む。）に対して必要な情報を求め、又はこの契約に基づく事務の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第11条 受託者は、この契約の履行に当たり、個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知った場合は、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

2 受託者は、この契約の履行に当たり、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表するものとする。

(契約の解除)

第 12 条 委託者は、受託者が本特記事項に違反した場合は、この契約を解除することができる。
ただし、受託者に重大な過失があると認められないときは、この限りではない。

別記②

下請契約等における暴力団排除に関する特約

受託者及び委託者は、豊岡市暴力団排除条例（平成 24 年豊岡市条例第 32 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとする。

- 1 受託者は、条例第 7 条に基づき豊岡市契約等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 24 年豊岡市告示第 222 号の 2）第 2 条第 6 号で規定する暴力団等とこの業務の一部について締結する請負契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結してはならない。
- 2 受託者は、当該者を委託者とする下請契約等を締結する場合においては、この特約に準じた条項を含んだ下請契約等を締結しなければならない。
- 3 受託者は、次のいずれかに該当するときは、委託者に報告し、警察に届け出なければならない。
 - (1) 下請契約等の受託者が暴力団であることを知ったとき。
 - (2) この契約の履行に関して業務の妨害その他不当な要求を受けたとき。
 - (3) 下請契約等の受託者から当該者が発注した下請契約等におけるこの項に準じた規定に基づく報告を受けたとき。
- 4 委託者は、受託者及び下請契約等の受託者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受託者に対して、次に掲げる者（受託者及び下請契約等の受託者が個人である場合はその者を含む。以下「役員等」という。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
 - (1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受託者または下請契約等の受託者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - (2) 受託者又は下請契約等の受託者がその業務に関し監督する責任を有する者（(1) の役員を除く）として使用し、又は代理人として選任している者（支店若しくは常時業務の請負契約を締結する事務所の代表者を含む。）
- 5 この契約に係る業務の委託者である豊岡市は、受託者から提供された情報を所管の警察署長に提供することができる。
- 6 委託者は、受託者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 下請契約等を締結するに当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受託者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
 - (8) 下請契約等の受託者が下請契約等を再発注して(1)から(5)までのいずれかに該当する者を相手方としていた場合に、受託者がその事実を知らながら委託者へ報告を正当な理由なく怠ったとき、受託者が下請契約等の受託者との特約に準じた条項を含んだ下請契約等を締結していなかったときその他受託者が正当な理由がないにもかかわらずこの特約の条項に故意に違反しその違反により暴力団を利する行為をしたと認められるとき。
- 7 前項の規定による解除に伴い、受託者に損害が生じたとしても、受託者は委託者に対してその損害を請求することはできない。
- 8 受託者は、この契約の契約金額(委託者と複数の契約を締結する場合には、その合計額)が300万円を超える場合には、委託者に対し、この契約の締結前に次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。
- (1) 受託者が暴力団等でないこと。
 - (2) 下請契約等を締結するに当たり、暴力団等を下請契約等の受託者とししないこと。
 - (3) 受託者は、この契約の約定に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の委託者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- 9 受託者は、下請契約等を締結する場合においては、前項に準じて当該下請契約等の受託者に誓約書を提出させ、当該誓約書(第2項の規定によりこの特約に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書を含む。)を委託者に提出しなければならない。